平成２３年（フ）第２２７号
愛媛県松山市山越１丁目19番15号
債務者　成畑　博文
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
愛媛県伊予市下吾川410番地　１棟３号
債務者　田中雄一郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８号
愛媛県松山市南江戸１丁目12番６号
債務者　池田　武代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２６７号
愛媛県松山市祝谷町１丁目５番39号　チュリス道後503号
債務者　水摩　昭憲
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２６９号
愛媛県伊予市下吾川674番地　セジュール田中102
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２号
愛媛県松山市久保田町１番地３
債務者　杉森　和美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７４号
愛媛県松山市堀江町甲322番地３　セジュール堀江Ａ101号
債務者　平岡　　一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号
愛媛県伊予市米湊766番地の８
債務者　徳田眞理子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７８号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番１号　市坪西団地１棟33号
債務者　亀井　良一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
高知県須崎市浜町２丁目９番５号、旧住所高知市平和町93番地４
債務者　奥﨑　小美（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２９号
高知県須崎市多ノ郷甲651番地　市営Ａ―106
債務者　辻　　龍彦
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４６号
福岡県宮若市下有木1048番地４、住民票上の住所福岡県宮若市下有木986番地１
債務者　和田さなえ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５７号
福岡県直方市大字下境3910番地46
債務者　小山健二郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県直方市大字感田2630番地15
債務者　石田　絵里
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２３４号
宮崎市清武町今泉甲135番地１　グランツハウス201号
債務者　川越　竹子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字大頓2113番地
債務者　喜納　真吾
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３１号
沖縄県豊見城市字根差部45番地51
債務者　中山　るみ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３３号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番55号シャトレＹｏｕ３　４―Ａ
債務者　糸数　昌浩
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部